

答 申 第 105 号

令和 2 年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について

(答申)

令和元年 8 月 7 日付け諮問 41 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定の期間における伊丹健康福祉事務所と疾病対策課との間で交わされた特定の社会福祉法人に関する公文書

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、第 5 の 2 (2) に記載する部分は公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 30 年 12 月 14 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として、次の公文書を特定した。

- (1) 電話相談の記録（平成 28 年 11 月 4 日）（特定の個人（以下「甲」という。）と疾病対策課職員との通話を記録したもの。以下「文書 1」という。）
- (2) 甲から疾病対策課職員へのメール（平成 29 年 1 月 12 日）を伊丹健康福祉事務所等の職員へ転送したメール（以下「文書 2」という。）
- (3) 甲が疾病対策課等の職員へ送った F A X（2017 年 1 月 12 日付け）で文書 2 に添付していたもの（以下「文書 3」という。）
- (4) 甲から疾病対策課職員への F A X（日付のないもの）で文書 2 に添付していたもの（以下「文書 4」という。）
- (5) 甲から疾病対策課職員への F A X（2017 年 1 月 12 日付け）で文書 2 に添付していたもの（以下「文書 5」という。）

3 実施機関の決定

平成 30 年 12 月 25 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分 1」という。）を行った。

4 審査請求

平成 31 年 3 月 29 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分 1 を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 実施機関の変更決定

令和元年8月1日、実施機関は、本件審査請求を踏まえ、本件処分1を変更し、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分2」という。）を行った。

6 諮問

令和元年8月7日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分1の取り消しと全公開を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 公開請求をした特定の社会福祉法人に関する公文書は、事件の資料である。

現在、疾病対策課が審査請求人に別途開示している通報記録には、特定の社会福祉法人がした不当解雇を擁護する虚偽記載があり、FAX送付書類と関連する複数の通話記録が意図的に外されている。

甲を含む事件被害者は、県・川西市・特定の社会福祉法人から長期にわたり、何重にも情報操作を受けており、迅速で適正な情報公開がなく、被害回復を受ける権利を奪われている。

(2) 疾病対策課・健康福祉事務所は公益通報者保護法で規定する行政機関であるのに、公益通報を受けてなお、貴重な時間を謀議に費やしており、本件公開請求について、その内容を隠すために条例第6条第1号該当を主張する正当性は根本的に存在しない。事実を明らかにするために、全公開を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件公開請求に対する決定の変更

実施機関は、本件審査請求を踏まえ、改めて検討したところ、条例第7条による部分公開が可能であると判断し、本件処分1を変更し、本件処分2を行った。

2 本件対象公文書

(1) 文書1について

疾病対策課が甲から電話相談を受けた際に作成した記録であり、疾病対策課から伊丹健康福祉事務所へ送付したものである。

なお、審査請求人が主張するような虚偽作成であるとか、隠ぺいはしていない。

(2) 文書2について

甲から疾病対策課へ送信されたメールを伊丹健康福祉事務所へ転送したものである。

(3) 文書3から文書5までについて

甲から疾病対策課へ送信されたFAXを、文書2のメールに添付して伊丹健康福祉事務所へ送信したものである。

3 本件対象公文書を部分公開とする理由

本件処分2において、非公開とした部分及び理由は、以下のとおりである。

文書1には、個人の氏名（苗字のみのものも含む。以下同じ）、個人の勤務の状況及び個人が訴えたいことが記載されている。

文書2には、個人の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスが記載されている。

文書3から文書5までには、個人の氏名が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第6条第1号に該当する。

4 結論

以上のとおり、本件対象公文書には、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当する部分があるため、その部分を公開しないこととした部分公開決定は、妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書について条例第6条第1号に該当するとして全部を非公開とする本件処分1を行ったところ、審査請求人は、全部の公開を求めている。

これに対して、実施機関は、本件審査請求を踏まえ、本件対象公文書の一部が条例第6条第1号に該当するとして本件処分2を行ったので、その非公開部分の妥当性について検討する。

2 条例第6条第1号の該当性

- (1) 個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び勤務の状況が記載された部分（文書1から文書5まで）

当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第6条第1号に該当し、非公開が妥当である。

- (2) 個人が訴えたいことが記載された部分のうち氏名を除く部分(文書1)

当該部分には、甲が実施機関に電話相談した際に訴えた内容が記載されている。その内容は、甲が認識している事実、訴えたいこと、思っていること等であるものの、部分公開されている内容を考慮すると、氏名を除いて公開すれば、個人を識別することはできないし、甲の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、通常他人に知られたいと認めることはできないから、条例第6条第1号には該当せず、公開すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和元年 8 月 7 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和元年 10 月 4 日 第 2 部会 (第 76 回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和元年 12 月 13 日 第 2 部会 (第 77 回)	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
令和 2 年 1 月 22 日 第 2 部会 (第 78 回)	・ 実施機関の職員から説明を聴取 ・ 審議
令和 2 年 3 月 25 日 第 2 部会 (第 79 回)	・ 審議
令和 2 年 3 月 31 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 河 端 亨

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修

委 員 前 田 雅 子